

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 1 4 日

令和 8 年熊本地震被災自治体担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

「令和 8 年熊本地震による災害」に係る「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」に関する Q & A（Vol. 2）について

「令和 8 年熊本地震による災害」に係る「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」に取扱いについては、「令和 8 年熊本地震による災害」に係る「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」に関する Q & A について」（令和 8 年 8 月 10 日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）にて、周知したところですが、今般、別紙のとおり Q & A の更新を行いましたので、内容について、御了知の上、管内市町村・高齢者施設等へ周知いただくとともに、その取扱いに当たり遺漏なきようよろしくお願い申し上げます。

「令和 8 年熊本地震による災害」に係る「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」に関する Q & A（Vol. 2）

【激甚災害の指定に伴う補助率の嵩上げ等】

Q 1 激甚災害に指定されたことに伴い、これまでの激甚災害と同様に補助率の嵩上げ等を行う見込みはあるか。

A 1 過去の激甚災害における「社会福祉施設等災害復旧費」については、予算が確保できた段階で、いわゆる補助率の嵩上げ要綱を発出し、補助率等について、例えば、特別養護老人ホームや養護老人ホームについては、

- ・ 国 1/2・都道府県等 1/4・事業者 1/4 から、
- ・ 国 2/3 程度（注）・都道府県等 1/6 程度（注）・事業者 1/6

とする措置を講じてきたところであり、今般の「令和 8 年熊本地震による災害」においても同様の対応を行うことを検討している。

また、「社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」については、補助上限 450 万円（下限額 30 万円）としているところ、「令和 8 年熊本地震による災害」が激甚災害に指定されたことに伴う特例措置として、補助上限額の引き上げや下限額の撤廃を行うことを検討している。

（注）嵩上げ率は、自治体の税収や災害復旧事業の自治体負担額に応じて算定されるため「程度」と表記

【井戸の復旧費用】

Q 2 高齢者施設における入所者の入浴ニーズへの対応のため、地下水を利用している場合、井戸を掘る必要があるが、当該費用について、「社会福祉施設等災害復旧費」等の補助対象となるか。

A 2 井戸の復旧費用について、当該井戸が、被災した高齢者施設（それぞれの補助金の補助対象施設である場合に限る。）の所有物、かつ、発災前から使用しているものであり、「令和 8 年熊本地震による災害」により破損等した場合の原形復旧の範囲内であれば、

- ・ 設備の復旧費用として、社会福祉施設等災害復旧費補助金
- ・ 事業再開に要する経費として、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

の補助対象となり得る。なお、この場合における「原形復旧の範囲」には、「令

和8年熊本地震による災害」により破損した既存井戸の現状復旧のほか、地下水の水質が変化したこと等の理由による代替井戸の掘削も含まれるものと解する。

また、いずれの補助金を活用する場合も、本件のような井戸の復旧費用に限らず、補助金の申請日以前に要した経費も補助対象となるため、高齢者のニーズへの対応のための早期復旧支援に努めていただくようお願いする。なお、この場合にあっては、円滑な補助の実施のため、写真等により被災の事実や被災の程度等を確認できるようにしておくようお願いする。

※下線部分を追記

【配管の検査の費用】

Q 3 上水道の復旧に関連して、施設内配管の損傷状況の確認や通水のための検査（加圧試験）を行う場合の費用について、補助の対象となるか。

A 3 施設内配管を検査した結果、

- ・ 配管の損傷が確認され、修繕を行った場合は、災害復旧事業の一環として、社会福祉施設等災害復旧費補助金の
- ・ 修繕が不要だった場合は、事業再開に要する経費として、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金の

対象となる。

【小規模分散型水循環システムの利用に要した費用】

Q 4 断水期間中に限られた水を有効活用するため、小規模分散型水循環システム（シャワー装置、手洗い装置等）を利用した場合の費用について、補助の対象となるか。

A 4 事業再開に要する経費として、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金の対象となる。なお、本補助金は、事業再開に要する経費を補助するものであるため、当該設備の設置に係る初期費用や断水解消までの一定期間の利用料が補助の対象となる。

（参考）水を浄化して再利用する水道いらずの可搬式シャワー（内閣官房 HP）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/r2_minkan/pdf/034.pdf

社会福祉施設等災害復旧費補助金

1. 概要

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ◇ 特別養護老人ホーム
- ◇ 老人短期入所施設
- ◇ 介護老人保健施設
- ◇ 養護老人ホーム
- ◇ 軽費老人ホーム
- ◇ 訪問看護ステーション 等
- ◇ 老人デイサービスセンター
- ◇ 認知症高齢者グループホーム

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費（災害復旧事業が1件につき80万円以上）

※令和8年度より以下に要する費用を補助対象とする。

- ・土地：地割れ等の要件を撤廃し、事業運営に必要な土地の復旧
- ・借地・借家：所有者の修繕義務を前提とした上で、設置者の維持管理の責任の範囲内で実施する復旧

4. 設置主体

都道府県、市町村、社会福祉法人 等

5. 補助率の引き上げ(激甚災害に指定された場合)

- ◇ 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム(激甚災害法の対象)

国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4 → 国2/3程度 (注1)、都道府県等1/6程度 (注1)、事業者1/6

注1 嵩上げ率は、自治体の税収と河川・道路、学校などを含めた災害復旧費事業の自治体負担額に応じて算定することから、「程度」と表記。

- ◇ 認知症高齢者グループホーム・介護老人保健施設等のその他施設(激甚災害法の対象外) (注2)

国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4 → 国2/3、都道府県等1/6、事業者1/6

注2 東日本大震災、熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和2年7月豪雨、令和4年8月豪雨等、令和5年豪雨等の際も、予算措置等により同様に対応。

※1 上記は、公立ではなく、社会福祉法人等の民間法人立施設の場合。 ※2 その他施設は種類によって補助率が異なる。

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



(参考資料 1)

社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）

自然災害により被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する設備等の経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを確保する。

1. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
2. 補助基準額
 - 1 施設あたり450万円（下限額30万円）
 - ※激甚災害に指定された場合は、基準額の引き上げや下限額の撤廃を行うことを想定（別途予算措置により対応）
3. 補助対象 災害により被災した介護事業所・施設等を有する事業者
（対象となる事業所・施設等は右のとおり）
4. 補助対象となる経費の例
 - ・ 事業所の車輜（訪問、送迎、移送用）
 - ・ 事務用品、事務機器（パソコン、デスク、コピー機、キャビネットなど、事業所・施設事務に要するもの）
 - ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
 - ・ その他事業再開に必要な初度経費

（対象となる介護保険サービス・施設）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、介護予防拠点